

成30年(ワ)第51号 個人情報抹消請求事件

原告;三輪唯夫外3名

被告;岐阜県、国

原告第8準備書面

岐阜地方裁判所 御中

(民事第2部合議係)

2018年8月20日

上記原告ら訴訟代理人

弁護士	山田秀樹	
同	笹田参三	
同	小林明人	代
同	井上卓也	
同	山本妙	
同	岡本浩明	代
同	見田村勇磨	代
同	安藤博	代
同	樽井直樹	代
同	原秀一	代
同	清水勉	代
同	武藤糾明	代

本準備書面は、被告岐阜県（以下、単に「被告県」ということがある。）の答弁書（2018年4月9日付け）に対し認否・反論するものである。

1 先行訴訟と同様の不当な認否拒否である

(1) 先行訴訟でも認否拒否であった

原告らは、本件訴訟に先行して提起した国家賠償請求訴訟（御庁平成28年（ワ）第758号事件、以下「先行訴訟」という。）においても、原告らの個人情報や岐阜県警が収集し、保管、利用してきた事実を主張した。これに対し、被告県は、「警察による情報収集の具体的内容を個別に明らかにすることは相当でない」（答弁書2頁）ことを理由として、原告らの上記主張に対し「認否しない」と答弁した。

本件訴訟においても、先行訴訟と同様の主張をしている。被告県は、やはり同様に認否拒否の態度を示している。

(2) 先行訴訟で受けた批判にも応えていない

先行訴訟において、原告らは、被告県の応訴態度を批判した。すなわち、認否拒否は、訴訟当事者の認否すべき義務（民訴規則80条）に違反するものであること、事実を隠すことで警察の活動に対する司法的統制を困難にさせる不当なものである旨、被告県の主張する警察による情報収集の実態を明らかにすることによる弊害は、原告らには当たらないこと等を指摘して、認否するよう迫った（先行訴訟の原告第1準備書面）。また、口頭弁論期日において裁判長からも、被告県に対し、情報収集等の事実についての認否をするべきとの求釈明があった。

それでも被告県は、認否拒否の答弁を繰り返した（先行訴訟の被告準備書面（1）、同（2））。警察の情報収集活動に支障が生ずるという従前の主張を繰り返すのみであり、なぜ上記認否応答義務（民訴規則80条）の例外が認められるのかについては回答がなかった。

本件訴訟においても、被告県は、先行訴訟で受けた批判や求釈明を省みること

なく、再び認否拒否に及ぼうとしている。違法を悪びれず、開き直った態度であり、著しく裁判所を軽視する不当な応訴態度である。

(3) 本件訴訟でも同様の批判が妥当する

原告らが先行訴訟で行った批判は、本件訴訟での認否拒否に対しても妥当する。被告岐阜県は、事実を正面から認否して、訴訟当事者としての義務を果たすべきである。

2 被告県が主張する一般論は存在しない

(1) 被告県の一般論

被告県は、警察法2条1項の趣旨に鑑み、公共の安全と秩序の維持、犯罪の予防鎮圧を目的として情報収集活動を行うことは警察の責務であり、これに支障を来さないようにするために認否拒否をするのだと主張している。具体的には、誰が情報収集の対象になっているかが知られば、対象者に対抗措置を執られて犯罪等に及ぶ可能性が高まるとのことである。逆に、情報収集の対象になっていないことが知られば、それを契機に犯罪等に及ぶ可能性がやはり高まると言うのである。

また、被告県は、「一般論として」岐阜県警の情報収集活動は適法であり、取得が適法であれば保有も適法であるから、情報抹消の必要はないとも主張する。

(2) 警察は監視対象を公表している

警察白書（平成29年版）を見ると、警備公安警察は様々な団体、ひいてはこれらに属する個人を監視対象として、情報収集を行うことを公言している。列挙すると、テロ組織に始まり、連合赤軍等の過激派組織、オウム真理教やその関連団体、革マル派、中核派等の極左暴力集団、全国労働組合総連合、JR総連、JR東労組といった労働組合、右翼、ヘイトスピーチを行う市民集団、日本共産党、日本民主青年同盟、反米軍基地・原発反対等の市民運動グループ

などである（甲3）。

このように、警察はどんな人物を監視し、情報収集の対象としているかを公刊物で明らかにしている。公表してもこれら団体・個人が犯罪等に及ぶ可能性が高まるとはいえないからこそ、公表できるのである。

他方、本訴訟で被告県は、誰が警察による情報収集の対象になっているかが知られば、対象者に対抗措置を執られて犯罪等に及ぶ可能性が高まるから、原告らが情報収集の対象となったか否かを認否しないと主張する。しかし、上記のとおり、情報収集の対象を明らかにしたところで犯罪等の可能性が高まるわけではないのだから、被告県の主張は理由がない。

なお、上記のような警察の監視対象は、警察法2条2項に照らし不当であることを付言しておく。

（3）一般論では説明したことにはならない

警察法2条1項が、警察官の一般人に対する保護義務の根拠になり得るとしても、逆に、警察による一般人の権利制限ともいうべき、個人情報収集する権限の根拠となることは争う。同条2項により警察の活動が「日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない」と定められており、ここにいう「個人の権利及び自由」には人格権が含まれていることからすれば、本件において原告らが問題としている岐阜県警の警察官らによる原告らの個人情報の収集等が原告らの権利自由の干渉、侵害になるか否かについて、被告県は事実を認否したうえで本件の事案に即した具体的な主張をするべきである。

そもそも、公共安全と秩序の維持、あるいは犯罪予防に役立つ情報は個人情報に限らず様々なものが考えられる。その内のある情報の収集が許されるとしても、個人の人格権に関連する個人情報の収集が当然に許されるものではないことは、余りにも明らかである。情報の収集一般と個人情報の収集とは、個人の人格権に関連するか否かで全く異なるのであるから、これを一律に論じ

る被告県の一般論は明らかな論理の飛躍がある。

また、情報の取得が適法であれば保有も適法であるという一般論は、少なくとも本件で問題にしている個人情報については存在しない。国家公安委員会を「実施機関」の1つとしている行政機関個人情報保護法第3条では、個人情報を保有するに当たっては、「法令の定める所掌事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。」(第1項)と限定し、「行政機関は、前項の規定により特定された利用の目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。」(第2項)と規制している。これを逸脱する個人情報の収集、保有、利用は、行政機関個人情報保護法違反であるだけでなく、当該個人との関係において人格権を侵害する不法行為に該当するのである。

被告県の主張は、一旦取得した個人情報は警察のものという、個人情報保護法制が2003年に制定される以前の無法時代の行政機関の発想の名残りともいうべき、時代錯誤の身勝手な言い分であり、およそ合法的な主張の体を成していない。

そもそも、本件においては、原告らの個人情報が被告によって収集されたこと自体が違法なのであるから、情報の取得が適用であるという被告県の主張の前提が誤っているというべきである。

(4) 本件で認否できない理由が示されていない

被告県の主張には、原告ら各人に対する情報収集の実態が知られることが、なぜ公共の安全と秩序の維持あるいは犯罪予防の支障となるのかという具体的な議論が欠落している。

原告らは反社会的な人間ではないし、岐阜県警警備部の監視対象とされていない県民と同様に、将来犯罪に及ぶ可能性があるとは評価できる事由はない。自らが情報収集の対象となっていること、あるいは対象外であることを知れば、なぜ原告らが犯罪に及ぶ可能性があると言えるのか、被告県の主張は全くの妄

想であり、およそ論理的な説明になっていない。

3 監視対象者がとる「対抗措置」

被告県は、自らが情報収集の対象となっていることを知った人が「対抗措置」を執ることで警察に情報を渡さないようにすることがあると主張する。

市民が選択する可能性が高い「対抗措置」は、表現活動を控えることである。なぜなら、自らが警察による情報収集の対象とされた理由は、公権力の施策や大企業の事業活動に異議を唱える表現活動をしたためであると考えるのが通常だからである。まさしくそれは萎縮効果である。

つまり、被告県は、市民の個人情報収集する警察の活動が、表現活動に対する萎縮効果を生じることを認識しており、これを認めたに等しい答弁をしたと言ふべきである。

4 被告県は認否するべきである

被告県は、改めて訴状の事実関係について認否するべきである。

なお、原告らは訴状において本件議事録の存在やその内容について主張していないから、被告県が答弁書第1. 1 (2)において「不知」とし、(3)において「認否しない」とし、(4)において本件議事録について「認否をしない」とか「不知」としているのは、認否になっていない。被告県は、訴状の請求原因を正しく読み直して認否すべきである。

以上